

予算特別委員会

令和元年6月25日

葛城市議会

予 算 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和元年6月25日(火) 午前9時30分 開会
午前11時48分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	下村正樹
副委員長	増田順弘
委員	杉本訓規
〃	奥本佳史
〃	谷原一安
〃	内野悦子
〃	岡本吉司
〃	西川弥三郎

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	藤井本 浩
議員	梨本 洪 珪
〃	松林 謙 司
〃	川村 優 子
〃	吉村 優 子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二
総合政策企画監	飯島要介
企画部長	吉川正人
人事課長	板橋行則
企画政策課長	高垣倫浩
総務部長	吉村雅央
総務財政課長	米田匡勝
〃 主幹	中 文 子
生活安全課長	竹本淳逸
税務課長	椿本真司

産業観光部長	早 田 幸 介
農林課長	芝 浩 文
商工観光課長	吉 村 和 則
保健福祉部長	巽 重 人
長寿福祉課長	中 井 智 恵
こども未来創造部長	中 井 浩 子
子育て福祉課長	井 上 理 恵
教育部長	森 井 敏 英
教育総務課長	吉 井 忠
学校教育課長	内 蔵 清
生涯学習課長	西 川 育 子

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	吉 村 浩 尚
〃	高 松 和 弘
〃	福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第42号 令和元年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決について

議第43号 令和元年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第1号)の議決について

開 会 午前9時30分

下村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

連日、委員会ということで、きのうは厚生文教常任委員会、きょうは予算特別委員会、あすは百条協議会、そして本会議とずっと続くわけなんですけれども、委員の皆さん方、毎日、連日の委員の方もおられると思いますけれども、きょうもよろしくお願い申し上げまして、冒頭の挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

委員外議員として、川村議員、梨本議員、松林議員、吉村優子議員、4名の方の委員外議員、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

ここでお諮りいたします。

今回付託されております議第43号の介護保険特別会計の補正予算につきましては、一般会計からの繰入金に関係する部分のみの歳入予算の補正でありますので、議第42号、令和元年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について及び議第43号、令和元年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について、以上の2議案につきましては、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決定いたしました。

それでは、議第42号及び議第43号の2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村部長。

吉村総務部長 おはようございます。総務部の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私の方からは、ただいま上程になっております議第42号、令和元年度葛城市一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げたいと思います。まず初めに、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

令和元年度葛城市一般会計補正予算（第1号）でございます。まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億3,106万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億835万5,000円といたすものでございます。また、第2条におきましては、地方債の補正をお願いするものでございます。

戻って申しわけございませんが、補正予算（第1号）の下のところでございます。元号を改める政令の施行に伴いまして、施行日以降は平成31年度葛城市一般会計予算の名称を令和元年度葛城市一般会計予算とし、予算書における年度表記については、平成31年度を令和元年度と読みかえるということとし、平成32年度以降の表記も同様とするということで記載を

させていただきますので、予算書上、全て令和に読みかえるということで対応をさせていただきます。

それでは、補正予算書の4ページをごらんいただきたいと思います。こちらは、第2表、地方債の変更ということでございます。小学校施設整備事業で当初は令和元年度予算に計上していた事業につきまして、平成30年度の国の2次補正により、前倒しで補助内示があり、平成30年度第7号補正ということでお願いをした部分でございまして、重複する部分となっております。そういったことから3,370万円の減額をし、補正後1,650万円とするものでございます。

同じく、幼稚園施設整備事業でございます。磐城小学校附属幼稚園改築工事に係る重複分として4,000万円の減額をし、補正後1,130万円といたすものでございます。なお、起債の方法、利率、償還方法につきましては記載のとおりで、補正前と同じでございます。

続きまして、事項別明細書の7ページをごらんいただきたいと思います。

まず初めに、歳出の事項別明細書から説明をさせていただきます。まず、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。補正額は886万円で、4節の共済費で幼児教育・保育無償化の実施に向けた臨時雇用に係る社会保険料で74万3,000円の追加、それから、13節委託料で社会福祉法人柗の郷が起こした訴えの変更申立書が提出されたことに伴い、その変更申し立てに伴う新たに発生する着手金について委託料を計上するもので807万3,000円の追加、それから、19節負担金補助及び交付金で、幼児教育・保育無償化の実施に向けた臨時雇用に係る雇用保険負担金4万4,000円の追加でございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、6目介護保険料助成費でございます。補正額は1,708万6,000円で、28節繰出金、介護保険事業特別会計繰出金といたしまして、内容は介護保険料助成費繰出金ということで、その追加でございます。こちらが、先ほど冒頭委員長が一括議題とおっしゃっていただいた介護保険事業特別会計の関係する部分でございます。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。補正額は1,169万2,000円で、幼児教育・保育の無償化の実施に向けた準備に要する経費といたしまして、3節職員手当の時間外勤務手当で119万7,000円、7節臨時雇用賃金で470万円、11節需用費の消耗品費で10万円、12節役務費の通信運搬費で29万5,000円、13節委託料でシステム改修経費として440万円、それから、14節使用料及び賃借料で50万円、18節備品購入費で50万円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、8ページに移っていただきまして、3款民生費、2項児童福祉費、4目児童館費でございます。補正額は56万5,000円で、15節工事請負費で、小学校の空き教室を利用している新庄、忍海学童保育所において、カメラ付ドアホンを設置するための経費でございます。

次に、5款農林商工費、3項商工費、2目観光費でございます。補正額は300万円で、19節負担金補助及び交付金といたしまして、観光協会補助金でございます。内容は、花火大会の開催に係る追加というものでございます。

それから、次に、4目プレミアム付商品券事業費でございます。補正額は減額の1億8,045万円ということで、制度の枠組みが決定していない中、市が直接執行する前提で当初

予算を計上しておりましたが、受託事業者に委託できるということも決まっていまして、その引き受けしていただける受託事業者も出てまいったということで、委託事業に組みかえを行うものでございます。

それから、7節賃金で臨時雇用賃金321万3,000円の減額、11節需用費の印刷製本費で350万円の減額、それから、12節役務費の手数料で24万9,000円の減額、それから、13節委託料でシステム構築と販売業務の委託料として1,651万2,000円の追加、19節負担金補助及び交付金で補助金として4,750万円の追加、交付金で2億3,750万円の減額となっております。

次に、9ページに移っていただきまして、7款消防費、1項消防費、2目非常備消防費でございます。補正額は5万5,000円で、8節報償費、消防団員の退職報償金の追加でございます。

次に、8款教育費、1項教育総務費、2目事務局費でございます。補正額は37万2,000円の追加で、幼児教育・保育の無償化の実施に向けた準備に要する経費として、4節共済費で臨時雇用に係る社会保険料37万2,000円の追加でございます。

次に、8款教育費、2項小学校費、1目学校管理費でございます。補正額は減額の1億1,543万1,000円で、新庄北小学校、磐城小学校、當麻小学校のトイレ改修事業でございますが、平成30年度国の2次補正により前倒しで補助内示があり、平成30年度葛城市一般会計補正予算（第7号）で計上し、議決をいただいた部分の減額補正でございます。13節委託料で、測量設計等委託料として162万円の減額、それから、15節工事請負費で1億1,381万1,000円の減額でございます。

次に、8款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費でございます。補正額は減額の7,681万6,000円で、磐城小学校附属幼稚園改築事業でございます。こちらも平成30年度国の2次補正により前倒しで補助内示があり、平成30年度葛城市一般会計補正予算（第7号）で計上し、議決をいただいた部分の減額補正で、減額の8,046万5,000円でございます。それから、幼児教育・保育の無償化の実施に向けた準備に要する経費として364万9,000円でございます。

まず、磐城小学校附属幼稚園改築事業では、13節委託料及び15節工事請負費の部分となっております。節の順に説明をさせていただきますと、3節職員手当等で時間外勤務手当として35万7,000円の追加、それから、7節賃金で臨時雇用賃金で235万円の追加、11節需用費の消耗品で10万円の追加、12節役務費の通信運搬費で9万2,000円の追加、13節委託料の測量設計等委託料で26万7,000円の減額、14節使用料及び賃借料の賃借料で25万円の追加、15節工事請負費では1億1,381万1,000円の減額、それから、18節備品購入費で50万円の追加でございます。

最後に、10ページをお開きいただきたいと思います。

8款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。補正額といたしましてはゼロでございます。学校・地域パートナーシップ事業につきまして、会計検査院の指摘を受け、県の補助要綱が改正されたことに伴いまして組みかえを行うものでございます。8節報償費で4万8,000円の追加、11節需用費の印刷製本費で36万円の追加、12節役務費の手

数料で1,000円の追加、保険料で4万5,000円の追加、13節委託料で事務委託料として254万6,000円の追加、19節負担金補助及び交付金の補助金で300万円の減額でございます。この補助金の300万円を組みかえるといった形になってございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。事項別明細書5ページをごらんいただきたいと思えます。

1款市税、3項軽自動車税、2目軽自動車税環境性能割というものが新しく創設をされてございます。補正額が60万円の追加で、こちらは、本年9月末をもって自動車取得税が廃止され、10月1日から軽自動車税環境性能割が課税されることになったことに伴い、追加するものでございます。

7款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金では、補正額が減額の1,730万円で、先ほど環境性能割で申し上げましたように、本年9月末をもって自動車取得税が廃止されることに伴い、半年分の減額補正をお願いするものでございます。

次に、8款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金でございます。補正額が1,040万円で、消費税率引き上げに伴う需要の平準化のため、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収について全額補てんするという事になったことに伴い、追加をいたすものでございます。

次の13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、補正額が854万3,000円で、介護保険料の低所得者軽減措置に係る国庫負担金の追加でございます。

それから、13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金では、補正額が1,650万円で、子ども・子育て支援事業ということで、幼児教育・保育の無償化円滑導入事業に対する国庫補助金でございます。

次に、13款国庫支出金、2項国庫補助金、4目農林商工費国庫補助金では、補正額が955万円で、プレミアム付商品券事務費に対する国庫補助金でございます。次、7目教育費国庫補助金では、補正額が減額の4,978万1,000円で、学校施設環境改善交付金事業補助金で、小学校分につきましては減額の2,278万2,000円、幼稚園分では減額の2,699万9,000円の減額でございます。

それから、次の14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金では、補正額が427万1,000円で、介護保険料の低所得者軽減措置に係る県負担金の追加でございます。先ほど申し上げました国庫の民生費国庫負担金の介護保険料低所得者軽減措置に係る追加の854万3,000円、それから、この県の427万1,000円、それぞれ国庫が2分の1、県が4分の1、市の一般財源で4分の1ということで、先ほど歳出で申し上げました介護保険特別会計への繰出金の財源とするということになってございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思えます。17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金でございます。補正額が減額の5,646万円でございます。

次に、19款諸収入、3項雑入、4目雑入では、プレミアム付商品券販売収入というもので減額の1億9,000万円、それから、事故繰越計算書でご説明いたしました件で、契約条項に基づき遅延損害金として1万円の追加でございます。

次に、20款市債、1項市債、6目教育債では、補正額が減額の7,370万円で、小学校施設整備事業及び幼稚園施設整備事業に係る地方債の補正でございます。

それから、最後に、21款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金というものが新たに創設をされてございます。なお、この交付金につきましては令和元年度のみに対応ということになってございます。補正額が630万円の追加で、本年10月から自動車取得税にかわって徴収される環境性能割に係る交付金の新設でございます。

以上、一般会計補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。

続いて、介護保険特別会計の提案説明を保健福祉部長の方からさせていただきますので、よろしくお願いたします。

下村委員長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 おはようございます。保健福祉部の巽でございます。

それでは、私の方からは、議第43号、令和元年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、消費税増税に対する保険料の軽減に係るもので、先ほど総務部長よりご説明申し上げた一般会計補正予算と連動しております。

まず、お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。まず、元号の読みかえは、先ほど一般会計で説明のあったとおり、同様でございます。また、今回の補正につきましては歳入予算のみの補正で、1ページの第1表のとおり、予算総額に増減はございません。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。3ページをお開きいただきたいと思います。

保険事業勘定の歳入でございます。まず1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料で1,537万7,000円の減額、2節現年度分普通徴収保険料で170万9,000円の減額、この合計1,708万6,000円の減額が消費税増税に係る保険料の軽減分でございます。

続きまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目低所得者保険料軽減繰入金、1節低所得者保険料軽減繰入金で1,708万6,000円を追加するもので、先ほど説明のあった一般会計からは介護保険料助成費繰出金として同額の追加となります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

下村委員長 ただいま説明願いました本2議案に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 今回、補正予算書に載ってる内容の質疑はここでええと思いますけど、入札関係を質疑したいと思いますので、これ、全部終わった段階ですということですのでよろしいですか。予算に関係するやつやから、ここで言わんと、総務建設常任委員会のとときに審議の対象にならへんの違うかということで、予算特別委員会ということになったので、一応委員長に了解いただきたいと思います。

下村委員長 わかりました。この予算特別委員会を終了後、その時間を持ちたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。

谷原委員。

谷原委員 おはようございます。よろしくお願いします。今回の補正予算の中心部分は、主に消費税が10月に10%増税するに当たって、1つは介護保険、それから、もう一つは保育ですかね。主にはその2つにおいて国の措置があるということにおいて補正を組むということだろうと思います。もう一つ、プレミアム商品券もございましたか。消費税10%増税すると当然国民の消費が落ち込むということは、過去2回の引き上げ、あるいは最初の導入のときも起きましたし、今なお、前回5%から8%へ引き上げられたために国民平均当たり24万円、年間家計消費が落ちているという状況ですから、景気を落ち込ませないために、政府にとっては消費税増収分以上の対策をこの2年間でとるということで、今回いろいろと出てきたと思うところです。その辺に関係して3つともあわせて、その関係でお伺いしたいと思います。

1つは、歳出の方ですけれども、3款民生費、6目介護保険料の助成費ということであります。これは、先ほどありましたように、介護保険特別事業の会計に繰り入れるということなので、国、県の支出金と一般財源の方からということになっているわけですが、これは、厚生文教常任委員会でもありましたけど、介護保険条例の改正の中で所得の低い3段階の方に対して軽減措置をとるということですが、これは令和2年までということ、令和元年、令和2年までということ、条例になっておりました。今年度は、これ、単年度ですからこう出ているわけですが、これについては、今後の見通しは2年限定なのかどうか。予算とはあれですけど、つまり、補正予算になると、来年度は予算に組み入れられるのかもわかりませんが、令和3年以降はなしになるのかということですよ。それについて少しお伺いしたいと思います。外れるかもわかりませんが。

それから、あと、同じく7ページ、3款の1目児童福祉総務費のところ。そこで7節の賃金のところを増額ということ、これは、幼児教育・保育無償化事業の中の準備のためにということで、説明のところに、7節賃金、臨時雇用賃金とあるわけですが、この賃金は、保育無償化に関して既に無償化になるだろうということで保育需要が今は高くなっていると。保育士の確保がどこも大変になってるわけですが、10月以降、保育需要が高くなるということで、保育士を確保するための賃金なのか。準備ということだったので、その中身がよくわかりませんでしたので、このところをお伺いします。

それから、8ページです。5款農林商工費の4目プレミアム付商品券事業費ということがあります。これについても消費税増税関連の予算であろうかと思えます。先ほど説明がありました、当初、制度の枠組みが決まっていなかった中で予算措置しておりましたので、それが明らかになったから大幅な減額ということになったわけですが、プレミアム付商品券事業について大枠は決まって、枠組みが決まったということですから、大体どういう形で、どのように実施になっていくものかということについてお伺いします。

下村委員長 中井長寿福祉課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課の中井でございます。よろしくお願いいたします。

先ほどのご質問につきまして回答させていただきます。今回の8%から10%になります軽

減措置にいたしましては、本年10月以降の消費税引き上げによるものですので、先日、条例の方で上げさせてもらった率になるんですけれども、来年、令和2年度以降につきましては、4月からの完全実施ということになりますので、軽減幅は今回の約倍、今年は半分ということで、来年度、令和2年度からは完全実施ということで、第1段階では0.3、第2段階では0.5、第3段階では0.7となる見込みで、令和3年度以降も実施する予定となっております。

下村委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの谷原委員の質問でございます。7節賃金、臨時雇用賃金、これは10月以降の保育士確保に充てるための費用であるのかどうかというお問い合わせの部分でございます。こちらにつきましては、私どもで計上させていただきましたのは、5月13日、内閣府事務連絡によりまして急遽新設されました子ども・子育て支援事業費補助金、10分の10ということで通知がまいりましたので、急遽これに対応する予算を計上させていただいたところでございます。その中で、こちらにつきましては、幼児教育・保育無償化の実施に当たり、その導入に当たって必要となる事務費等について国が地方自治体に対し補助するものという規定でございます。

ただいまの臨時雇用賃金につきましては、この10月から無償化を実施することに伴い、無償化の円滑実施に向けて、広く市民に内容の周知を図ったり、保護者や対象者に保育料や給食費を通知したり、また電話対応に当たったりという円滑化に対応するために臨時雇用をさせていただくものでございます。7月から3月までの9カ月間、4名の方を見込んでおりまして、そちらに係る賃金及び通勤手当ということでございます。

以上でございます。

下村委員長 吉村商工観光課長。

吉村商工観光課長 商工観光課の吉村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの谷原委員のご質問の中身でございますが、ご質問でおっしゃられたとおり、当初、制度の枠組みの中で予算を計上しておりまして、その当時におきましては、その執行に当たっては、委託ができる可能業者があるかどうかという部分が明確でなかったということで、当初は直営というような形をベースに予算の枠組みを計上させていただいておったものでございます。

今回の補正につきましては、一部販売業務等の委託が制度的な変更もあり可能となったということもございまして、その組みかえによるものでございます。

この事業の目的につきましては、消費税、地方消費税引き上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えをするため、低所得者、子育て世帯主向けのプレミアム商品券の発行等を行う市町村に対して国が助成、支援をされ、実施する事業でございまして、この事業の実施の流れでございますが、この補正の議決の後、委託業者におきましてその対象者の抽出業務等を実施させていただきたいと考えております。その業務が7月の予定をしております。それから、8月下旬、あるいは9月ごろからは低所得者に対する方の購入希望の申請、これを始めさせていただきまして、低所得

者の方につきましては、この申請があった後に購入券の引換券を、申請の審査をした後に購入券を発送し、その購入引換券をもって購入券を購入されるというような流れでございます。

それから、3歳児未満の関係でございますが、これにつきましてもこの補正後に対象者の抽出作業に入りまして、この方々につきましては9月ごろをめぐりに購入引換券を送付させていただきたいかなと考えております。その購入引換券をもって商品券の購入手続に進めていただくということで、最終10月からこの購入券の販売が始まりまして、2月までの販売をということで、最終、商品券の利用につきましては3月末までということになっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 ご回答ありがとうございます。最初の介護保険関係のところ而言えば、令和3年以降も継続して軽減されるということでありましたので、これについては消費税の増税分による低所得者に対する措置としては限定ではないということなので、それはよくわかりました。いろいろ言いたいことはありますけれども、そういうことで継続をされるということを知りました。

それから、児童福祉総務費に関係するところですが、保育士の確保というよりは無償化に当たっていろんな相談があるからということで、その窓口のための人を配置するというものであったかと思えます。ただ、これは意見としてですけれども、保育無償化ということで保育ニーズが高まるということで、なかなか保育士確保ができないという状況になっておりますので、本来、国の方でしっかり手当をさせていただくのが筋だろうと思えます。けさの毎日新聞等を見ましても、東京都なんか大変独自に財政基盤が豊かなところは保育士確保のために手当も上げていると。そのために地方で確保できない状態が起きているということなので、そういう声もぜひ行政の方から国の方に上げていただいて、何とか保育士確保ができるようにできたらと思えます。

次に、プレミアム商品券のことで、これは、もうちょっと再度ご質問をさせていただきます。これも制度として私は非常に不備があるということで、前ご意見いたしました。2万円の購入で2万5,000円分の消費ができるということですから、2万円分お金が先に必要なんですよ。低所得者の方には大変厳しい方もおられて、またそういうことをするよりはということになるので、それだったら5,000円をお配りした方が、それこそありがたいわけですけども、非常にそこで不公平が生じたり、周知の徹底ということもあつたりするので、これをきちっとできたらやっていくことが必要かなと僕は思っているんです。先ほどお伺いしたら、3歳児未満のご家庭については交付引換券みたいなものを送付すると、対象者をあれして。これは、僕聞いてなかったのかもわかりませんが、低所得者の方についても同様にそういうお知らせとか交付引換券みたいなものをお配りされるということなんですか。この周知徹底、不公平感がないかどうかということをお聞きしたいのと、関連してですけれども、これ、業者委託するということですから、市内の大体、前回はプレミアム商品券をやられたわけですから、ある程度、あのときは地域振興券かな、同じような形であったかなと思うんですけども、要は、これは所得の低い方を対象とするということですから、個人情報として

そこら辺の流出とか、そこら辺がどういうふう管理されて、この対象者の方に対して働きかけがあったり、逆に、交付されるときに委託業者がそれについて知り得ることになると、またその情報の管理の問題がありますので、そのことをお聞きします。

下村委員長 吉村課長。

吉村商工観光課長 商工観光課の吉村でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの谷原委員のご質問でございますが、まず、低所得者の方につきましてでございますが、非課税要件がまず大前提でございますが、ただし、非課税の方でありながら課税者の方の扶養に入っておられるとかいう場合は、この対象になってこないというケースがございます。そういったこともございますので、なかなか確定をしてその方々にお知らせするという部分は難しい部分がございます。可能性がある方につきましては、何らかの形でそれをお伝えするというので、今、検討を重ねておるところでございますが、できるだけ、今、質問ございました、漏れ落ちがなくいけるような形をとれるような体制づくりに努めてまいりたいということで今進めております。

また、購入の方法でございますが、一括して2万5,000円の購入というものではなく、5,000円ずつの購入という形の購入方法は可能でございます。ですので、期間内に分割をして購入するというので負担をより軽減してというような購入の方法ができますので、その辺ご理解を賜りたいかなと思います。

以上でございます。

下村委員長 吉村課長。

吉村商工観光課長 あと、個人情報関係でございますが、この情報につきましては住基システムの方から抽出する予定で考えております。これにつきましては担当課の方で管理をして、まず申請があった方、低所得者の方の関係になると思うんですけども、申請があった方につきましては、こちら側の方でまず対象であるかどうかという確認をする作業となっております。その確認をした上でその方が事業に該当されるということとなった場合に対して、その方に直接引換券を送付するという、こういう流れを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。よくわかりました。大変な作業になるかと思いますが、公平な形でしていただけたらと思います。

最後に意見になりますけれども、我が党は消費税増税反対しております。参議院選挙に向けても野党で統一した13の合意項目の中にも、今回の消費税景気動向の中で凍結を求めるといふ合意文書を掲げて、野党統一候補を掲げて闘っているところであります。また、政府におきましても、リーマンショック級の状況になればこれはやめると言ってるわけですから、私は流動的だと思っております。しかしながら、予算として出た以上、その準備として措置されておりますので、その件につきましては、そうなった場合にはきちっと執行されるということで今聞かせていただいたところであります。ありがとうございます。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

西川委員。

西川委員 とりあえずこの予算で2点だけお聞きしときたいんです。7ページの総務費の13節になるのかな。法律相談委託料800万円、副市長にやっとしたはるさかい、何聞かかわかってるんやろう。これ、訴えの提起の変更ということやけども、柘から損害賠償3億5,000万円か何か知らんけど、それに対応するための弁護士費用ですか。詳しくはこの予算、そやから、これは行政としてはそれに対応するために予算組まはるのは当たり前のことや思うけれども、こういうふうな形になったということは、道の駅の特別委員会で詳しくいろいろと理事者が報告できるとか、裁判やからできへんとか言わはるけれども、道の駅で詳しく聞いていこうと思うてますんで、今言いましたように、それに対応する損害賠償の訴えをされてるということに対応する補正の法律相談ですか。それで、今後、弁護士費用がこの金額で済むんかどうかの見通しをお持ちですか。まず1点、それ。

次に、5款やな、これ、8ページやな。2目観光の中の19節負担金及び補助の300万円、これ、花火のことですけども、市民の方々はやっぱりいろいろなことで残念やなど、中止になったのが。それで、商工会も含め花火の実行委員会の努力、また観光課の努力で今実現に向かって努力をしていただいて、それに対して市長もそんだけの市民の、また市民外の人も、葛城市の観光の目玉になるような形でということで、市長の英断で300万円つけていただいでるんやと思いますけれども、今後のことはわからんにしても、これが継続してこういう、これ、多分600万円近くになるんかな、花火に。それを継続して市長の考えとしてはやっといこうかなと、続けていける限りはそういうふうな形をずっとやっといこうかなというふうにするたはるのかどうか、そこのところをお聞きしときたい。2点。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。よろしく願いいたします。

ただいま西川委員の方から、大変、本市としても重要な案件についてご質問をいただきました。ここで道の駅の関係についてもう一度、再度振り返りをさせていただきたいと存じます。この件につきましては、もともとは市長の諮問を受けて市政検討委員会という組織を持って、理事者側として内部でいろいろ調査をしておりました。それと並行して住民グループから住民監査請求が出されて、これを監査委員会事務局として、これは独自に調査をなさっておられて、その答申があったと。それが、それぞれ、市政検討委員会の方は平成29年10月10日付でございます。それから、住民監査請求の方につきましては、勧告という形でございますが、これが平成29年10月30日付でございます。市政検討委員会で調べておりましたので、我々、調べる内容につきましてはそこそこわかっておったと。その後に住民監査請求の勧告がなされて、その勧告の内容を確認いたしますと、私たちがつかんでおりました事実認識とほぼ符号しておりますので、これは、住民監査請求の勧告については、地方自治法によりまして、それが内容が全然違うとか違法であればともかくとして、内容に妥当性があればこれには従っていかなければならないと。その中に損害賠償請求等をしていくべきという勧告の内容がございましたので、それに沿って訴訟の準備をしておったと。ところが、訴訟の準備をしておりまして、訴えの提起を市側から出そうという準備をしておりました矢先に、

逆に、結果的にはこちらの方も訴え先として対象にしようとは思っておったんですが、社会福祉法人柗の郷の方から、平成30年2月23日に、先に市側が訴えられたといった状況がまずございました。そういった意味では、民事の訴訟におきましては先に先手を打たれたわけではございますが、市側といたしましては、当初予定をしておりましたとおり、訴えの提起の案件につきまして、平成30年3月の議案ということで3議案を提案させていただいたと。ところが、このような経過をたどっておりますので、なかなかこの内容的に詳しい状況について、西川委員からも再三ご意見もいただいておりますのではございますが、全ての情報をつまびらかにして、こちらもなかなか説明する機会もないし、その情報が共有できてないところもあるといった、これは議会側のご主張も当然のことと存じますが、その中で平成30年3月に道の駅の調査特別委員会を別途設けられて、議会は議会で独自にこの内容についてお調べなさるといことで、今まで調査特別委員会の運営をなさってこられたというふうに認識をしております。

今回のこの金額につきましては、これは着手金でございます。残念ながら、これ、民事訴訟の内容でございまして、これ、まだ1回も、実は口頭弁論は開かれておりませんので、そういった意味では公開の形で裁判がなされる前の準備段階で、実は、市側が訴えている社会福祉法人柗の郷の方が、訴えの内容は一緒なのではあります、多少その切り口というか、要は、裁判官の訴訟指揮の中で、もう少し明確に訴えの内容を明らかにしなさいよという訴訟指揮の中で損額の金額を算定してこられたわけでございます。損害といえますか、市側にその行為を求めておまして、その行為について実際にやるとこれだけかかりますよという見積もりの金額を出されたわけございまして、その金額が約3億5,000万円でございます。この3億5,000万円という金額については、我々からすると全く荒唐無稽で、こういった計算をするとそんな金額になるのかといったことではございますが、この内容について市が訴えられているわけございまして、この訴えに対して市側の防御をするという中で必要になってくる弁護士費用の、しかも、これは着手金でございます。あくまで我々としては荒唐無稽な金額とは思っておりますが、これは民事訴訟でございますので、相手方がどんな金額を主張しようと、これは相手方の話でございますので、こちらについて制限をするわけにはまいりません。

弁護士の報酬につきましては、弁護士報酬規定で弁護士会で決められているわけではございますが、そういった事情であるとか、当市、公共団体がしっかりとやっていく中でのその事情を十分に考慮いただきまして、実は、弁護士報酬規定の幅のある中でかなりご理解賜って、減額できるところについてはしっかりぎりぎりまで減額をしていただいていた金額が700万円ございまして、着手金でございますので、当然この先、この訴訟が進んでまいりまして、勝つつもりでやっておりますので、当然勝つという意気込みでやっておるわけでございますが、勝ったら勝ったで成功報酬ということがまた後ほど出てくることになろうかと存じます。ここにつきましては付随的に、先ほど西川委員が、このことについてもしっかりと委員会で聞いていくということをご発言なさいましたけども、実は、これは、全く柗の郷の方の、向こう側の主張でもって市側を訴えていることについて防御態勢を整えるための費用で

ございまして、この案件につきまして、この内容をそのまま、申しわけありませんが、委員会で当分の間はご説明できないと思っております。全ての訴訟が終わりまして、結果が出たあかつきには、実はあのときこうだったんですということは詳しくご説明ができるかと存じますが、そういったものでございますので、何とぞ道の駅調査特別委員会におきましても、予算委員会の中ではあれですけども、このあたりもご理解賜りまして、その中でのご審議ということでよろしくお願ひしたいと存じます。1点目については以上でございます。

先ほど私、ご答弁の流れの中で着手金について約700万円と申し上げたと思いますが、申しわけございません。予算書に記載のとおりでございます。800万余でございます。

下村委員長 早田部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願ひします。

ただいまの西川委員の花火大会についての経緯でございます。委員ご指摘のとおり、昨年度、以前から伝統的な行事であった花火大会、葛城市商工会により実施していただきました花火大会の方が、雑踏警備、それから交通警備という課題がありまして、花火大会の開催が中止となったということでございます。その後、葛城市商工会青年部、それから葛城青年会議所のメンバーを中心として実行委員会を立ち上げていただきまして、令和元年度にどうしても葛城の花火大会を復活したいということで、各方面と協議を重ねていただいております。まず、開催場所につきましても、以前の屋敷山公園がいいのか、新たな場所がいいのかということを検討していただきました結果、道の駅かつらぎ、そちらの方が以前の屋敷山公園に比べまして3倍の敷地面積があるということで、そちらの方で各道路管理者、NEXC O西日本、それから樫原維持出張所、それから、県道がありますので高田土木事務所管理課等と個別の協議を、まず4月以降、私も含めて協議にまいりました。それと高田警察、それから高速警察隊との個別の協議を数度重ねてまいりまして、先日6月11日に、関係機関との合同の調整会議を開催させていただきまして、各方面から開催に向けて前向きなご意見を頂戴いたしました。そういった中で、やはり雑踏警備、それから交通警備を改善する経費が相当程度かかるという見込みでございます。今回新たな場所での開催という第1回でございますので、まずは市からの補助金を300万円増額させていただいて、どうにか開催にこぎつけたいと。そして、今後も葛城の花火が継続的に開催できるように、今調整を進めているところでございます。

以上でございます。

下村委員長 阿古市長。

阿古市長 継続的にというお話のところを多分おっしゃってるんやろうと思います。まず、従前の形ではなかなか開催が難しいということをご説明させていただいたと思います。ですから、新たな組み上げ方をして復活がまずできるのか、できないのかということでございます。ですので、従前の形ではできませんので、先ほど部長の方から答弁ありましたように、警察からご指摘をいただいている部分をどうやってクリアするのかということやろうと思います。当然、雑踏整備、駐車場の整備等に膨大な費用がかかるであろう。それがクリアできないと、まず開催には、復活には持ち込めないであろうという判断のもとに増額をさせていただいて

ということでございますが、まず復活することを第一目標にいたしますので、復活できましたらその開催の状況を確認した後に、次年度は次年度でのまた予算づけのあり方を検討したいと思っておりますので、今、これが次年度から永遠に固定であるかどうかというのは、まず開催できるか、できないかも含めまして、その結果を見てからの判断になると理解をしておる所存でございます。

以上でございます。

下村委員長 西川委員。

西川委員 まず最初の、柗の郷との民事訴訟につきましては、道の駅特別委員会でも、裁判のことやからちゃんと報告できへん方が多いですって先にそんなくぎを刺さんでもええわけで、そやけども、大きなお金が絡んでくる可能性があるんで、議会の方には極力報告を、できる範囲はしてもらわんと、この予算そのものについても報告ないのに、はいはいと、次、今着手金や言うてるだけで、はい、そうですかいうわけにいきませんよ、これ。それで、要は、訴えの提起で柗に対してこういうことで返還せえと。そのことと、柗が先手を打ったというけれども、これ、はっきり言うて、ごみがあったから、そのごみに関しての除去等のやつは訴えられてないんですか、損害賠償として。ほんで、3億5,000万円がどこから出てくるねんというてこちらが何ぼ言うたって、向こうも専門の弁護士ついてる、日本で有名な弁護士がついとるわけですよ。それがええかげんな金額を出してきてるって言えるんですか。そこらをしっかり、闘うんならしっかり闘ってくれ。それを言うてるんでね。今のところその部分で出てきたのと違うんですか。それで、極力、道の駅の特別委員会でいろいろと聞いていきますんで、これだけは言うときます。答えられる範囲はぎりぎり答えてくれやんと、はい、この予算で次、この弁護士費用こんだだけかかります、またこう行きます。どんどんそんなことを議会に報告せんと、その予算を認めていくということはできませんので、これは言うときますよ。

それと、花火大会については、本当に課を挙げてというか、部を挙げていろいろ協力していただいて、市民の皆さんの楽しみ、そして観光の目玉としてなるというのがわかってるから、市長はこういう思い切った、今回は中止になったそのことを踏まえて再度立ち上げるのに必要な経費がいろいろとかかってくるやろうと、いろんなことをやらなんやろうということ認めたけれども、しかし、その開催ができるかどうかも含めてと言わはるけれども、部長の感覚やったらほぼ今年はいけるやろうということやと思えます。それで、それはわかりますよ。それが、今回はいろんな作業がかかるやろうから300万円やけれども、今度は組織もいろんな例年にのっとってできるさかいに200万円ぐらいになるんかなとか、そういうふうなことやろうけれども、やっぱり何らかの形で応援していつてあげようということであるんですかと。継続的に金額を300万円固定するより、それやったら、いやいや、もっと出したろうかと思わはるのやったら出したってもうたら、それは市民の人らでも実行委員会にしても観光の実行委員会にしても、それはちゃんと助かるんやから、そこらを、言えば、次年度も組むかどうかわからんというふうなことやろうけれども、そこらは方向性としては、市長、やっぱり応援していつてあげようという姿勢なんですか。そこだけお願いします。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

西川委員の方から、道の駅に関する訴訟関係につきまして、まず、叱咤と激励をいただいたと思っておりますが、委員おっしゃったように、実は、相手方の今その訴訟代理人といえますか、弁護士、弘中惇一郎というテレビによく出ていらっしゃいます、カルロス・ゴーン
の弁護を引き受けておられる、あの事務所でございます。ただ、やはりこれは、真実は1つ
ですので、当市の顧問弁護士としっかりとご相談をしながら主張はしっかりとしていきたい
と存じますし、相手方の訴えというのは、損害賠償ではなくて、ある行為をせよということ
をおっしゃっているわけでございますが、これにつきましても、本日も委員言及していただき
ましたし、前回の委員会の中でも西川委員お述べになっておったと思えますけれども、中戸
の今の移転先の場所に産業廃棄物が埋まっていたのかといったあたりのことについてもお話
がございました。当時、委員の方からは、あの場所は埋まってるはずがないというご発言があ
ったと存じますが、そういったことも含めて、これはしっかりと相手方の法人の言い分を認
めるわけにはまいりませんので、当市としても主張することを主張しながら、しっかりと闘
ってまいりたいと存じます。

予算特別委員会としてこの予算案を提案させていただいておりますので、訴訟中であるとい
うことも考慮しながらも、実は、申し上げられるぎりぎりの線までは詳しく申し上げた結
果が大体この程度でございますので、この情報をもとに予算案についてはご審議のほどよろ
しくお願ひしたいと存じます。

道の駅調査特別委員会につきましては、直接はこの予算委員会と関係のない事項ではある
かもしれませんが、今回の予算に関する案件につきましては、柘の郷とのやりとりといいま
すか、個別の訴訟の内容でございますので、こちらにつきましても必要な部分についてはお
問い合わせいただきましたら、当然、道の駅のいろんな諸事情の全容解明のために議会の方
からお問い合わせいただく部分については、お答えのできる範囲で全て誠実にこれからもご
説明をしてまいりたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

下村委員長 早田部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。よろしくお願ひします。

ただいまの西川委員のご質問の中で、まず、今回300万円の増額の補正をお願いした、そ
の部分につきましても、当然、実行委員会の方から、事業計画・収支予算書というのを出し
ていただいております。その中で、当然、今までの花火大会ということと、1年あいており
ますので、収入の方では逆に寄附金を例年より下で計上の方をさせていただいております。
場所を変更した経緯もありますが、中止の原因となった雑踏警備、それから違法駐車対策、
そういった中で会場設営費、それからガードマン、交通誘導員、それを今までの各施設管理
者との協議の中でも指摘されておりますので、そういった部分の予算は今後も開催するに当
たっては当然増額分は必要になってくるのではないかなど。ただ、今回がまずの第1回でご
ございますので、今回300万円の増額をさせていただいて、また最終、開催させていただいた
後には決算額を見させていただいて、また来年度も足りない部分については寄附金の増額が

可能であるのか、補助金の増額をしないと開催が難しいのかをまた検証させていただきたいと考えております。

以上です。

下村委員長 阿古市長。

阿古市長 今、補正まで組んでこうやって300万円増額するんですよ。そやから、その意思というのはわかってくれたはるものやと私は理解してますよ。ですから、何とか若い人たちが復活したいというその思いをやはり大切にしたいという中で、あえてこの6月に補正を組ませていただいたわけでございます。ただ、予算につきましては、次年度の予算について、今の時点でまだ開催がされてないこと、まだ決算のその状況も見ない、まだ不確定要素があります。開催ができるだけできるように今全力を実行委員会さんの方で、今、若い人たちが頑張っていると思いますので、開催ができる方向で市もバックアップをしていきたいという思いでございます。ただ、それが、開催が確定いたしまして、された後はその内容を確認しながら、また次年度の予算については新たな検討の方法があるのではないかとということも先ほど申し上げた次第でございますので、その辺でご理解いただけないと、来年の予算についてももう確定しますねんという話をこの時点で申し上げると、非常に逆に失礼なことになると私は感じております。

以上でございます。

下村委員長 西川委員。

西川委員 単純に答えてくれたらええだけで、言うてますやんか。市長の英断でこういうふうにしていただいたと。それは市民の方々も、これを1つの観光目玉にしようという市長の英断でこうなったんやと。そのことは感謝してますやんか。それを今はっきりと、来年の予算300万円組めなんて言うてないやん。来年もそういうふうな形で応援していこうというふうな姿勢ですかと聞いた。そうですと言うてくれはったらそんで済む話や。ごたごた長いこと。市長はそんだけ思うんやから、市長がそう言うてくれはったら、そんで済む話やろう。

それで、終の郷のことに關しては、要は、損害がほんまにこないして訴えはったときに、このことを応援はするんやけれども、これ、どこまで行くんかが俺わからんわけや、このことが。ごみが入ってる、入ってない、僕ら地元やったさかい、あそこには入ってないって、分水から上は入ってないと、こうは認識してますよ、今でも。そやけれども、調査したら、あんなん、やった業者が業者やから、そんなん入ってた。そしたらどう対応しはりまんねんと、向こうが。ほいで、そのときの分を、これ、はっきり言うて、どこまでどういうふうに行くんやら、弁護士費用がどこまでどういうふう膨らんでいくんやら全然わからへん。そんなん心配すんのは当たり前のことやからね。そやから、そちらの作戦なり、いろんなことなり、全部細かいことまで言えいうん違うて、ずっとした見通しはこう立ててるんやと。こういうふうややっていくんやと。それは協議会でも結構ですやん。委員会であつたらいろんなことになるんやつたら、協議会でも、こういうことやというふうなことぐらいは報告下さいよと。それを言うてただけでございます、これ、こんだけ。

下村委員長 今の西川委員の、この場、委員会ではなくて協議会でも結構ですから、内容を説明して

ほしいと、そういうことでご理解いただいております、それは実行できますね。また協議会開きますから、その中で。

松山副市長 先ほどご答弁申し上げました。

下村委員長 よろしくをお願いします。

ほかに質疑ございませんか。

奥本委員。

奥本委員 奥本でございます。質問させていただきます。

7ページ、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の7節賃金です。これに關しまして、臨時雇用賃金ということで、幼・保無償化に至っておそらくは保育士の確保に伴うものだと思うんですけども、ここで2点質問ございます。まず、現状の保育士確保の状況ですね、どうなっているかということと、次に、2点目、時給換算にすると雇用賃金というのはどれくらいの金額になって、またそれが周辺自治体あるいは私立の保育園と比べてどの程度であるかという、この2点。3点目が、続きまして、8ページの児童館費です。これの工事請負費、先ほどご説明で学童保育所のカメラ付ドアホンの設置ということでしたが、これはどういう形で作るのか。今、忍海小学校、新庄小学校ということでしたが、学校には既にドアホンあると思うんですけども、それとどういう形でつけられるのか。そのあたりをお聞かせください。この3点をお願いします。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

奥本委員のご質問の、まず賃金の話でございますが、先ほどの質問のご答弁のときにも明確にわかりやすくご答弁させていただけなかったということをおわび申し上げたいと存じますが、今回計上させていただいております臨時雇用の賃金なんですけども、これはあくまで幼児保育の無償化に係る準備のためのいろんな事務をなささいよということで、その事務費の交付金をいただくと。補助率10分の10なんですけども。その中であくまで準備のためのことをやろうとすると、人手がかかる部分については事務補助ですので、勤務場所は子育て福祉課と、それから学校教育課になるのではないかと存じますが、その事務補助の方の賃金ということ、まずは事務費として、10分の10でありますので、実は、できるだけ可能な限り要りそうなものを最大限見積もって計上させていただいたという次第でございます、そういたしますと、まずは委員の方からのご質問のありました、本市の現場の保育士の賃金の水準がどうかということとはまことに重要なご議論であるとは認識はしておるんですが、当委員会でご質問いただく内容に対してお答えをしていいのかどうかということ、まずは確認もしたいと存じます。賃金の内容は事務補助の賃金でございます。

残余の小学校の改修費用の件等につきまして、先に担当の方から説明させていただきます。

下村委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 ただいまの奥本委員の工事請負費につきまして回答させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

こちらの部分につきましては、新庄小学校、忍海小学校において学童保育所用に空き教室

などを借りて運営している状態でございますが、夏休みなどの学校休校日にも学校施設をお借りして運営することができるようになりました。その中で、児童の安全及び保護者迎え時の安全を確保するため、昇降口と空き教室へのカメラ付ドアホンを設置させていただくという経費でございます。ですので、今までは夏休み期間は学校施設をお借りすることができておりませんでした。その中で昨年度募集を行いましたところ、かなりの人数のお申し込みをいただいたと。その中で学校の方に今までの継続利用、空き教室の継続利用及び新庄につきましてはもう1部屋お貸しいただきたいということで、新庄学童につきましては図書館1、2をお借りしているところでございます。そして、忍海は空き教室、学習室をお借りしているところですが、これは借りれてなかったんです。お貸しいただいてなかったんですが、今年度から夏休みにその教室もお貸しいただくということになりました。それは、この4月以降、新しい校長先生と私どもの方で数回にわたる協議をさせていただいた結果、お認めいただいたんですけれども、そうなりますと平生の学校施設の中に親御さんなりお子さんたちが入ってくると職員室的にどうなのかとか、いろいろな観点から、動ける範囲、移動させていただく範囲も決めまして、そして、平生は保護者の方、迎えにこられて、これが保護者かどうかというのを顔付できちっと確認させていただいて、そして出迎え、こちらは見送らせていただくということ、安全性も考えまして、この6月補正で夏休みを前に上げさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

下村委員長 松山副市长。

松山副市长 副市長の松山でございます。

今、子育て福祉課長の説明でございますが、概論はそれで合っておるんですが、細かいところなんです、用語の定義について申し上げたいと存じます。実は、学校の学校建設上あるいはその管理上、空き教室という表現は、将来にわたってもその使用が見込めないと。だから、教室としては要らないというところを定義づけて空き教室と申し上げますので、そういたしますと、当市、そもそも人口が、子どもの数も増加しております状態の中で、空き教室と言ってしまうと、表現が文部科学省のいろんな仕事の用務の中では表現がふさわしくないということで、先ほど井上課長答弁いたしましたように、学習室と、それから図書室をそれぞれ学校と協議をしながら使えないかという調整を図って、今、時間外というか、放課後は学童で使わせていただくということでございますので、空き教室という言葉ではないということについて念のため確認をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

下村委員長 空き教室ではないということを確認ということですね。

奥本委員。

奥本委員 ご答弁ありがとうございます。まず、最初の質問の保育士の件で、副市長おっしゃることとは理解した上でだったんですけども、今回予算特別委員会ということで、従来の厚生文教常任委員会の方で本来の議論が必要なところだと思うんですけども、こういうふうに分かれてしまいましたので、金額的なことが含まれるのでこちらの方がいいかなと思ってあえて質

聞させていただいた次第でございます。意図としては、現状の幼・保無償化、各自治体でいろいろ検討されてますけども、一番懸念されるのが保育士の確保なんですよ。そこで優先されるのは、時給単価がどれくらいアドバンテージあるかということになると思うんで、そこがどんな感じかということで質問させていただいた次第です。お答えできるのであればまたお願いしたいと思います。

それと、ドアホンの件です。児童館費のこのところで、これ、昇降口と教室入り口ということでしたけども、言いたかったのは、これも実は2つあるんです。学校の正門のところに現状ドアホンがあって、そこはカメラない状況ですね。多分、各学校全部一緒かな。私は全部把握してないんですけども、カメラない状況の普通のインターホンです。それが職員室にあると。そこで一旦通っていただいて、昇降口に入って初めてカメラつきのやつがあるということ、そこで初めて顔が認識できるということですけど、どっちかというと、これ逆転した方がいいかなということ、先にも学習院のところで不審者があったけども、不審者というか、通して結局事件が起こったということがありましたけども、要は、ドアホンあるいはインターホンあるから大丈夫というんじゃなくて、そこでどうチェックしていくかというところのルールづけが大事かと思うんで、その辺のところを決めていただいているかということと、それと、もう一つは、先ほど副市長からありましたが、空き教室、現状、児童数の問題が特に新庄小学校であって、それがずっと同じ教室で使えるのかということを実は言いたかったんです。これが、もし、移動になった場合は、この教室だめです、使えませんでしたときは、せっかくつけたシステムをまたやり直すのかという、そこを実は聞いたかったんで、この2点、答えれるのであればお願いしたいと思います。

下村委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。

まず1点目と2点目でありました、保育士さんの件でございます。私どもの方におきまして、保育士の確保を今現在も図っているところでございまして、確保につきましては……。

(「単価」の声あり)

井上子育て福祉課長 そしたら、単価のところを申し上げたいと思います。賃金でございます。担任を時給1,250円、担任以外を1,190円、こちらの方、昨年4月から上げさせていただいております。これによりまして、近隣及び奈良県下の状況の中では、時給におきましては一番高くなっていると、水準でございます。これに伴いまして、嘱託賃金の方もこの4月から同じく引き上げさせていただいておりますので、確保に向けまして近隣と遜色のない形、もしくはそれ以上のペイを考えて、させていただいているところでございます。

インターホンの設置場所でございます。新庄小学校におきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、図書館1、図書館2、こちらは空き教室ではございません。そちらを夏休み中も貸していただいていることになりましたので、まずは夏休み期間中は昇降口のシャッターは閉まります。閉まるんです。閉まる中で、その隣の方で開き戸みたいところがございます。そちらに設置をいたします。まず1カ所はそれです。そして、受け手というか、それに追随するところが図書館の1と図書館の2でございます。新庄につきましては2カ所で

ございます。忍海につきましては、こちらも学習室という部屋をお借りしております。こちらと、またこちらも昇降口がやはり閉まりますので、昇降口と学習室をつなぐ、1カ所をつなぐモニター付きのインターホンとなっております。

以上でございます。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 ご答弁ありがとうございました。保育士の賃金については今具体的にお示しいただいて、最低雇用賃金よりもかなり大幅に上積みされて、県内でも一番高い水準にあるということで伺いまして、子育てを充実させるという意気込みが感じられましたので、今後ともまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、ドアホンの設置教室の件につきましては私の認識不足で、新庄小学校の方は図書館の方につけていらっしゃることなんで、教室を移動させるという心配ないということがわかりましたので、これで結構でございます。ありがとうございました。

下村委員長 ほかにございせんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、歳入の方ですけども、予算書の6ページ、19款諸収入、4目雑入、この中に遅延損害金1万円を計上されておるといふことですけども、私が間違っているのかどうかかわらんけど、多分、今の議会で報第5号の事故繰越計算書と関係するのではないかな。業者の失態といふのか、いろんな形で損害金が発生したのではないかなといふふうに私は思っておるわけですけども、自治法で言う第202条に該当するんですよね。この事故繰越しとは何でできるのか。一番大きなのは不測の事態。不測の事態とは何やねんと。やはり大きな災害が起きる、こういうことやと思うんですね。そういうようなときの救済措置といふのか、そのときに事故繰越しができるというのが地方自治法の趣旨ではないかなといふふうに思うわけです。今回こういうようなことで事故繰越し、報告事項ですよ、詳しい説明がない。なぜこういうようなことになったのか。例えば、予算からいきますと、皆ご存じのように、予算というのは単年度会計になつてゐるわけですよ。これ、1年間の時期があつて、その間にいつ発注したのか。例えば12月に発注しましたといふことになるのか、5月、6月に発注して、なおかつ工期に間に合はんといふふうになるのか。その辺のことをきちつとどういふふうにつかんでおられるのか。だから今言ひましたように、発注時期がいつ発注されたのか。事故繰越しの理由は何か。私が感じるのには、繰越措置ができてない、お金の支払いができない、そこから事故繰越しでもやらないと支払いできないといふことでされたのではないかなといふふうに私は思つております。間違いなら間違いといふてもらつたら結構やと思ひますので、まずその辺の経緯、なぜこうなつたかといふことを教えていただきたい。

下村委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。

私の方からは、この契約の詳細及び事故繰越しに至りました経緯につきまして、ただいまからご説明させていただきたいと思つております。本契約の詳細は、業務名は磐城第一保育所耐震診断業務委託で、内容は、昭和56年改正の建築基準法以前に建築されました、昭和52

年3月完成をしております磐城第一保育所の保育所棟延べ面積733.5平米、鉄骨造平屋建て、築43年経過の耐震診断を行うものでございます。

契約方法は指名競争入札といたしまして、指名願ひ申請を提出されており、測量コンサル業務を希望し、かつ一級建築士の有資格者を雇用しており、建築設計業務を主とする市内業者6社を指名いたしました。1名が事前に辞退されましたので、5社による競争入札を行いました結果、予定価格以内で最低価格を入れられました杉岡建築事務所、所在地、葛城市北花内741番地3、以下受託者という形で言わせていただきたいと思うんですが、こちらが落札されまして、業務委託契約を結びました。契約金額は240万円、税込みでございます。契約期間は平成30年9月27日から平成31年3月25日でございます。委託内容は、1つ目に、受託者が図面及び現地調査による耐震強度の測定を行い、耐震診断をするということでございます。2つ目には、その診断の妥当性を図るためにまとめられた資料をもとに、学識経験者や建築士などで構成されている判定機関にその耐震診断の判定を仰ぐというものでございます。3点目には、その後、対応策、対策として耐震補強案をお示しいただくと。この3点をもって本業務の完成とするものでございました。

経緯を申し上げますと、平成30年9月27日に契約を行い、平成30年11月には受託者により平面図の作成及び構造部分の解析、資料作成、現地調査2回が行われていたところでございます。本業務は、実施予定計画に沿って順次進められまして、2月23日には一般財団法人なら建築住宅センターにおいて開催されます耐震診断委員会に諮って、その後、業務完了の報告を受けるという計画でございました。

次に、平成31年1月28日には事前審査の1回目を受けておられます。そのときに多岐にわたるご指摘をお受けになっております。その次に、2月12日には2回目の事前審査を受けられております。1回目ほどではございませんが、そのときも多岐にわたる指摘を受けられております。これは、ひとえに1回目の技術委員さんと2回目の技術委員さんが別の方であったというところから、指摘事項は少なくなりましたが多岐にわたる指摘を受けられております。その後、2月13日には3回目の現地調査を行っておられます。それで、2月中には耐震診断判定書を作成されておられます。そして、2月23日、先ほど計画どおりの耐震診断委員会の日でございます。このときに平成30年度第4回耐震診断委員会において資料を審査に付されております。付されましたものの、その時点で指摘事項が2点ございまして、本委員会については提出資料などが不十分であるので、持ち回りの耐震委員会において審査をしましょうということになったということでございます。それで2月末には受託者より連絡がございまして、提出書類に不備があったので、3月6日の指摘事項を提出日に訂正の書類を提出しますという旨、及び、また持ち回り案件となりましたので、持ち回って各委員さんの決裁を受ける予定でありますという報告を受けております。

次に、3月6日、指摘事項の提出日でございます。そのときに7点の指摘を受けられたということでございます。その内容としましては、耐震委員さん及び技術委員さんというお二人の方がおられて、また指摘が加わったのかというところでございます。その中で、3月中旬に私どもより状況の確認を行っております。指摘された事項については、各委員、耐震委

員、技術委員から受託者の方に意見が届いて、また受託者の方から技術委員を経て耐震委員に至ると、こういった経緯があるという構図の中、今、見解のすり合わせを行っているんだということでございまして、資料の修正を行っており、またそのすり合わせ後には持ち回りで決裁を受けて、25日までには提出しますという旨の連絡を確認いたしておる次第でございます。

3月25日、契約期日に検収を行いました。報告書類の要件を一部満たしてございませんでした。業務は全て完了はしていないものの、契約書第12条第1項、履行期限後に完了する見込みがあると発注者が認めたときは、延滞金を徴収して履行期間を延長することができるとなっております。私どもで調べましたところ、お墨つきの部分、判定を別の機関に委ねるという部分が欠けておった。そして、その後の対応策、そちらの方がまだでございましたので、期限内に成果品を提出するよう手直しを指示いたしました。今回、3月25日に全く予期していなかった出来事が発生してございましたので、葛城市予算規則第14条の規定にのっとり、事故繰越しの手続をさせていただいたところでございます。事故繰越しにつきましては、私ども、このような事態になってしまったのでございますが、今回は避けがたい事故の中で、規定の中で、先ほど委員がおっしゃいました債務者の契約上の義務違反ということで予算を上げさせていただきました。よろしく願いいたします。

下村委員長 詳細な説明ありがとうございます。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

まずは、ご答弁の順番が後先になってしまいまして、すいません。会計単年度の原則がある中でこのような事態になってしまったということに対して、まずは深くおわびを申し上げたいと存じます。経緯につきましては、かなり詳細に時系列で先ほど担当課長がご説明をしたとおりでございます。その中で、さらに、岡本委員からのご指摘の中にこれもあったんであろうと思えますけれども、最低でも、それであれば明許繰越しの形でしっかりとその事情をご説明の上で議会の議決を3月にいただいて、繰越手続をすべきであったわけではございませんが、そこにつきましてもぎりぎりまで担当業者の方から、できるというご報告の中で、その手続が終えないまま年度を超えてしまったということで、そういった意味でも、これは事故でございまして、事故繰越しでございます。ただ、最終的には、その一連の確認の中で5月23日に成果物が納められておりますし、その成果物が納めていただける見込みが立ったということで、逆に事故繰越しをさせていただいたと。そのめども立たない、あるいは全く進捗してないのであれば、これは予算の原則に従って当該予算を不用額として、平成30年度予算は不用額として残して、もう一度令和元年度予算で予算計上させていただいて、再びしっかりとこのことができる業者を選定して、また発注をしてやるというのが、予算執行の上では一番セオリーはそのやり方だとは存じますが、結果的にかなりおくれたんだけれども、成果物が納入していただけるということの見込みの中で、これはものが耐震診断であるので、できるだけ早く成果物をいただいた方がいいだろうという判断から、最終的にこのような、これも委員からもご指摘のあるとおり、イレギュラーな非常事態の措置ではございますが、法

の規定にのっとって事故繰越しをさせていただいたということでございます。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 いろいろと今説明していただきました。僕の感じ方が悪いのかしらんけども、いかにも業者が悪いですよ、そういうふうにはしか私はとれないわけです。今ずっと、これ、日にち言うてこられてるけども、例えば9月に契約した。今、住宅センターで審査を受けなあかん。これ、年何回か。毎月毎月ないはずやと思う。建築基準法で開発の問題でもそう。建築審査会、年何回あるねん。プロと違うさかいわからんけど、3回か4回。こんなん担当してる者が当然知るべきもんや。それやったらいつの時期に発注をせんと業者も手間取ってる場合もあるやろうし、いろんな形やったら何でそんな9月までほったったんか。今、副市長が言われたように、予算単年度。4月に発注せえとは言いませんがな。少なくとも6月、今のほかの予算でも一緒やと思うけども、しっかり議会で議論をして、必要ですよ、そうですかと、きちっと執行やってくださいよと言うて議決をするわけですよ。それに対して執行権は理事者側にあるんやと。予算通してもうたら、どない使おうと我々勝手やねんと。言い方悪いですけども、そういうふうにとられたかてしゃあない。そやから、今説明聞いたら、副市長言われたように、5月二十何日ですか、提出されたことやけども、担当課として、3月なら3月、2月なら2月に大体わかってるとしたら、やはり繰越し措置をすべきや。繰越し措置をして3月末までに執行できたら繰越し明許に上げる必要ないわけやから。今、余計な話になるか知らんけど、農林の担い手でもそうやん。繰越し上げてきてるけども、補助金がつきませんでした。繰越し明許に上がってませんがな。そういう方法もすべきもんや。議会にこんだけ予算通してもうた。そやけども、こういう理由で繰越しせなあきませんねん、認めてくださいというのが理事者側と違うんか。それに対して、今言うたように、3月末までに終わりましたというのなら明許みたいなん報告すること要らへん。私は、嫌われてるということは、もっと事務的にきちっとやってほしいから言うてるわけや。今、職員から聞いたら、何や、岡本、生意気なことばかり言いやがってということはしょっちゅう耳に入った。私が生意気なこと言うてるんか。ほんまに市長も議員も、市民から選ばれてきてるわけや。職員は市民のための仕事をするわけや。そやから、私もこれで何遍も電話かかってきてる。やっぱり市民、関心ある人は電話してきはるわ。ほかの件でも、議会どうなってんねん、何も言わへんのかい、これが市民の声ですよ。そやから、私は何もえらそうに言うのやなしに、自治法上いけるからやりますねんというのでは、本当に私は市民に申しわけない。私も行政に長くお世話になりました。先輩から言うて聞かされたことは、事故繰越しは絶対してはならん、そう教えられてきた。そやから、私は、こんな事故繰越しの報告は初めて見ましたよ。それは法的にいけるというようなもんやけども、あんまりえらそうに言いませんけども、今後こういうことは一切しません。それは、不測の事態が起きる場合があるんで確約はできへんと思うけども、こういうことはしませんということできちっと守ってもらいたいということだけは指摘をしておきます。

下村委員長 答弁は別によろしいですか。

岡本委員 できまへんやろう。

下村委員長 関連で。

西川委員。

西川委員 このことは私らの所管やったんで、それはそういうことで、きのう協議会で報告なり説明はちゃんと受けました、この事故繰越しの。それで、業者が悪いのか、どうのこうのと、こんなはつきり言うて、業選のとこまで行く話やから、さっき言うたように、業者そのものは、9月に発注もうたら、はつきり言うて、診断する委員会というのは別に県外にもあるわけですよ、いろいろと。そやから、間に合わそう思うたら、別に住宅センターと違うたって方々にあるわけやから、業者は。期限決められてたら、大阪府にもあれば、皆あるわけや。そこへ診断を、あいてるところで診断してもうたら何ぼでも間に合うわけで、僕は、はつきり言うて、力のない業者に発注してしもたというのが一番の問題やと思いまっせ、そこが。

それと、あのおとき言いたかったのは、これ、答えてほしいんやけれども、言いたかったのは、事故繰越しという本来の事故繰越しという形はしゃあないと僕は思うてます。台風や地震で、ここまで完成せなあかん、それがどうもできへんなら、これは事故繰越し、これはしゃあないと思うてます。そやけれども、いろんところで議会の議決権を行使できないような形に、事故繰越しいうたら、これ、報告だけやから、そやから、繰越しやったら繰越しできちつと議会が議決をして議論できるから、こういう形は一切、こういう今のような状態であってくれたらあきませんよと、議会議員の議決権を行使できないような形をとらんといてくださいよということ、きのう協議会できちつと副市長なり、いろいろ報告受けた。僕の言いたいのはそういうことでございますので、今、岡本委員の指摘されるのはごもっともでございますけれども、それら辺のことは今後はそういうふうな、今のような状態の事故繰越しというのはないようにしていただけますか。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

西川委員、それから、先ほど岡本委員おっしゃったこと、全てごもっともでございます、ここにつきましては理事者側といたしまして、今後このようなことがないように、制度の理解、それから事務の進め方も含めて、さらに職員の資質の向上を図りながらしっかりと適正な事務の執行に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

下村委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 関連のことで2件と、それからあと、歳入のことで1件お伺いいたします。

先ほどの議論につきましては、昨日の厚生文教常任委員会でかなりしっかりと議論できたと思っております。業者の問題、それから議会への報告の問題、さらには職員さんとの体制とか教育の問題、いろいろ全面的に話できたと思っておりますので、ぜひ改善をよろしくお願ひしたいと思っておりますが、関連ですけど、1つは、花火大会の件なんです、300万円ということ、計上されて、私も市民の方が楽しみにされておられるし、復活されるのは本当にうれしく

思っておりますが、この300万円という金額なんです。これについては、議会ですので、その妥当性とか今後のことについても議論せなあかんのでお聞きしたいんですが、これまで花火大会実施してきておりますけれども、これまでの支出が大体どの程度だったのかということをご参考までにお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ関連で、柘の郷のことで、訴えのことで、僕よくわからなかったんですけども、口頭弁論がまだ始まってない準備段階で、相手方が損害賠償金を確定して、相手の訴えとして金額は3億幾らでしたかね、5,000万円ぐらいの訴えになったので、それでこちらの弁護士費用が上がるというのは、これは、要は、相手側が訴えてきた損害賠償金の金額によってこちらの弁護士費用も変わるという、そういう制度になっているということで、当然なんでしょうか。つまり、そうなれば自動的に上げざるを得ないのかなというふうに思うので、私はそこら辺の理解がよくわからなかったので教えてください。

もう1件は、歳入のことなんですけれども、歳入の5ページです。これも消費税関連ということになるかもわからないんですけども、1款市税のどこの2目環境性能割ということで、これが新たに補正で600万円。これ、新しい制度ということで、軽自動車税の環境性能割ということが新設されるということで、これが入ってくると。7款自動車取得税交付金ですかね、これが9月30日で廃止になるので、それ以降の見込み額が減収になると。続いて、地方特例交付金ですか、この形で減収分の幾つかが戻ってくるのかなと思うんですけども、プラスマイナスすると大きな減収になるように思うんですけども、つまり、消費税の増税に際してのいろいろ税制改革の中で、市が比較的自由に使える独自財源としての税収、さらには交付金も含めて減収になるのかと、その分の補てんがあるのかということをお聞きしたいと思います。

下村委員長 早田部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。

ただいまの谷原委員のご質問、平成29年度、屋敷山公園の方で花火大会を開催させていただいたときの支出総額は1,235万1,998円でございます。主なものといたしましては、会場の設営費、テント、それからバリケード等になるかと思いますが、171万7,640円。それから、警備関係費、ガードマンと交通誘導員、そちらで187万7,680円でございます。そういったガードマン、それから交通費の増額による、今回増額の補正をお願いするものでございます。

以上です。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお聞きいたします。

ただいまの谷原委員のご質問についてお答えいたします。まず、柘の郷の裁判の事件名を再度確認のため申し上げますと、産業廃棄物撤去等請求事件、原告が社会福祉法人柘の郷、被告が葛城市、葛城市土地開発公社で、奈良地方裁判所に平成30年7月12日付で提出されたものでございます。当初の柘の郷の訴えといたしましては、障がい者福祉施設の移転先の土地から出てきた産業廃棄物の土を安全な土に客土せよという曖昧な訴えであったものが、平

成31年4月18日付の訴えの変更申請によりまして、民法第570条の規定に基づく損害賠償請求訴訟になりまして、その訴訟の損害賠償請求額が、先ほども申し上げました、3億4,938万4,059円という請求であったものでございます。その弁護士報酬額になるんですけども、先ほども申し上げましたように、弁護士報酬の規定がそれぞれの弁護士事務所にありまして、その訴訟物の価格、いわゆる損害賠償請求額の増額によって変更されるものということで、今回6月補正で上程させていただいているものでございます。

下村委員長 椿本課長。

椿本税務課長 税務課の椿本でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えいたします。軽自動車税の環境性能割についてお答えいたします。新しく上げさせていただきました軽自動車税におきましてのご説明でございます。まず、こちらに上げさせていただいてます環境性能割と申しますのは、令和元年10月1日に消費税が10%に上がる時期におきまして施行される予定となっているところでございます。今まで県の税金でありました自動車取得税が、地方税法等の改正によりまして軽自動車分の自動車取得税、これが軽自動車税の環境性能割となるものでございます。その徴収につきましては、当分の間、県で徴収事務がなされ、軽自動車の登録のありました定置場の市町村へ翌々月に配分される、こういう仕組みとなっております。

もう一つ、地方特例交付金についてでございます。こちらの方は、当初に見込んでおりましたのが平成30年度の地方特例交付金の見込み額であります4,472万4,000円に12.8%、572万5,000円を加えまして、5,000万円の予算を当初計上させていただいております。今回の補正につきましては、平成30年度の地方特例交付金の金額が4,472万4,000円、これをベースに試算をいたしております。今回の補正の金額につきましては1,040万円となっております。この主な要因につきましては、まず平成31年度、こちらの国の地方財政計画によりまして、平成31年度の地方特例交付金の伸びは447億円プラス29%の伸びが示されております。この伸びの内訳と申しますのが環境性能割の臨時的軽減に係る自動車税減収補填特例交付金、こちらがプラス14.7%、軽自動車税減収補填特例交付金がプラス1.5%となりまして、残りは住宅借入金等特別控除減税分の補てん分がプラス12.8%となります。そのうち、自動車税と軽自動車税の減収補てん分が合計16%となりますので、平成30年度の地方特例交付金4,472万4,000円に16.2%、こちらの方の率を乗じますと約700万円となる試算でございます。

主な要因につきましては以上でございます。

下村委員長 吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

ただいま税務課長から説明がございましたけども、今回の消費増税に伴います影響額の総額と、軽自動車だけに限らず、自動車取得税の廃止に伴う交付金等々も含めまして、全体の影響額ということでございます。先ほど説明ありました軽自動車税環境性能割で60万円のプラス、それから、自動車取得税で1,730万円の減額、それで、その補てんいたしまして地方特例交付金で1,040万円の追加と。これでトータル630万円の減となるわけでございますけども、その減の部分は新たに21款で制定をいたしました環境性能割交付金で630万円という

予算措置をしております。こういったことでプラスマイナスゼロということになるかと思
いますので、よろしく願いいたします。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。まず、花火の件ですけれども、過去どういう経緯でずっと予算が
あるかというのはまた調べてみたいと思うんですけれども、どの程度の予算が適正なのかと
いうのは今後議論が要るかなと思いました。と申しますのは、私は意外だったんですけど、
私は旧新庄町の人間ですから、花火を楽しみにして、そのときが来たら花火と思ってたん
ですが、意外と當麻の方からしたら、何でそんなに騒いでるんやという声も聞いたりして、つ
まり、温度差が新旧であったり、地域によってあるんだなと思いました。しかし、今度道の
駅の方でやれば市域全体で見れるところにもなりますし、葛城市として1つにまとまってい
くにはいい行事になっていくのかなと思っております。その上で、やはりこの費用をかける
点についても市民の方々にご理解いただきながら、いい行事になっていけばなというふうに
私自身は思っているところです。

それから、柵の郷の訴訟の件では、よくわかりました。要は、弁護士というのは損害賠償
金、裁判の大きさによって上がるということなわけですね。この件につきましては、柵の郷
についてはいろいろ契約について、土地開発公社、それから葛城市との相手方の当事者でも
ありますし、私自身は、柵の郷さんにはその契約の履行について誠実でないところがあった
のかなというふうな思いもしております。ぜひこの点についても、いろいろと言い出したら
裁判に関係することになってしまいますので、道の駅調査特別委員会の方でしっかりと調査
して、今後こういうことがないように議会としても取り組んでいきたいと思っております。

それから、税収の件についてですけれども、これは、葛城市税条例のところでも私意見を
述べさせていただいたんですけれども、葛城市の独自に使える財源と交付金というのとまた
性質が違いますので、言ってみれば、できるだけ交付金というふうな形で国の吸い上げられ
ていくと、大変財政的にも今後自由度がきかなくなるところも出てきますので、これがどう
なっていくのかというのは注視していきたいと思うところです。

以上、意見を述べて終わります。

下村委員長 ほかに質疑等ございませんか。

内野委員。

内野委員 よろしく願いいたします。2点お伺いさせていただきます。

まず1点目は、10ページ、8款、19節負担金補助及び交付金、委託料のパートナーシップ
事業なんですけれども、委託で254万6,000円計上されて、その後マイナス300万円というこ
とで、これ、事業補助金を減額されて業務委託にされたということなんですけれども、その理
由と内容をお聞かせいただいたらなと思うことが1点と、それと、9ページの8款教育費、
2項小学校費、13節と15節なんですけれども、小学校の3つのトイレだと思っ
ても、本当に学校のトイレの環境ということで、当該部局にはさまざま、いろいろと苦勞して
いただいて、平成30年度の2次補正がおりてきたということで、平成31年度に予算計上して
いただいてたんですけれども、おりてきたということで、このように予算書がマイナスが多

うございますけれども、この3つのトイレ、本当に私も一般質問でたびたびさせていただき
ました。この3つのトイレ、大体3カ所どこかというところと、トイレの改修の内容を教え
ていただいたらなと思います。よろしく願いいたします。

下村委員長 西川課長。

西川生涯学習課長 生涯学習課の西川でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの内野委員のご質問でございます。今回の補正は、奈良県内の市町村に国の会計
実地検査が入りまして、事業全部に係る経費を補助金として支出し、事業実施することは認
められないとの指摘がございまして、奈良県においても調査を行い、本市ですが、補助金に
よる事業実施市町村に対し是正指示がございました。事業の一部に係る経費を実施団体へ補
助金以外の方法で支出し、事業を実施させることは認める旨の連絡がこの3月20日にござい
ました。奈良県においても国の補助要綱との整合を図り、令和元年度より、奈良県補助金交
付要綱を改定されまして、補助対象経費から補助金を削除することとなったものでございま
す。

パートナーシップ事業の予算額は、補助金で300万円を計上しておりましたが、委託料と
いたしましてコーディネーターの報償費7人分と、それから学校整備に係る資材購入代等々
を入れまして、委託料といたしましては計254万6,000円とさせていただきました。

それと別に、葛城市教育委員会が参画して、学校・地域パートナーシップ事業運営委員会
が担う事務といたしまして、報償費4万8,000円、印刷製本費36万円、役務費として4万
6,000円、計45万4,000円、合わせまして300万円の組みかえをさせていただいたというこ
とでございます。

以上でございます。

下村委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの委員のトイレに関するお答えになりますが、こちらの3校につきましては、新
庄北小学校、それと磐城小学校、當麻小学校、この3点でございます。主な内容といたしま
しては、もちろんトイレの洋式化というのを主にいたしまして、和式のトイレから洋式トイ
レへの入れかえというのが主なものでございまして、そのほかに内装につきましても今まで
湿式といたしまして、タイル張りの内装になっていたものを乾式化にするということで、じめ
じめした感じ、そして暗い感じを解消して、明るいトイレとして作りかえる、改修してい
くということが主な内容で、これは3校とも共通した内容で実施していきたいと思ってお
ります。

以上でございます。

下村委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。パートナーシップの方はわかりました。ありがとうございます。

トイレの洋式化ということで学校の方ではアンケートもとっていただいて、暗いというイ
メージもあったということも聞かせていただいて、それも払拭できたなという感じの中で、
ただ、今3校聞かせていただいて、洋式化率がさまざま、低いところ、高いところあるん
です。

れども、大体その小学校において今回のトイレ改修に関しては、今ある分の洋式化、大体何%ぐらい進むのかなというようなところはわかりますでしょうか。何%ぐらい進むかというの、お願いします。

下村委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。

ただいまの委員のご質問でございますが、小・中学校全体となるんですけれども、現在のところ、洋式化率52.9%ということになっております。こちらの方、3校、小学校を改修いたしましたら61.1%になるということで試算しております。

以上でございます。

下村委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。全体的に少し進んでいく中で、今後もやはり洋式化、これが始まりと思っておりますので、今後も子どもたちのトイレ環境を進めていく上で、洋式化を引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございました。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようでしたら、一応休憩をとりたいんですけれども、昼前なんで……。

(発言する者あり)

下村委員長 失礼しました。関連のような意見があるんですけれども、ほかに……。

(「採決したら付託案件なくなるんで、特別委員会でするんですか」の声あり)

西川委員 ちょっとだけ休憩して。

下村委員長 ここで暫時休憩したいと思います。

休 憩 午前11時42分

再 開 午前11時46分

下村委員長 先ほどに引き続き、質疑の問題ですけれど、ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

まず、議第42号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私は賛成します。とりあえず賛成するから、あれやけど、意見だけ言わせてもろたらね。消費税関連やから基本は反対なんけども、でも、最初に言いましたやろう。だから、これについては前提として進んでる話で、これをやらないと事業が回っていかないということもありますので、補正予算ですから、これについては賛成しますが、何か意味わからん感じや

ったけど、それだけ言いたかったんです。それはさっき言わせてもらったとおりです。

下村委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第42号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第42号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第43号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第43号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第43号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が全て終了いたしました。

ここで委員外議員から発言の申し出があれば許可いたします。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようでしたら、委員外議員からの発言を終結いたします。

きょうは、もうお昼なんですけれど、皆さん方の本当に熱心なご意見とともに、また理事者側の詳しい答弁もございまして、予定より時間がだいぶかかったようにも思いますけれども、本当に熱心に質疑していただきましてありがとうございます。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉 会 午前11時48分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 下 村 正 樹